

各 部 ・ 課 長 様

財 政 経 営 部 長

平成30年度予算編成事務要領について(通知)

平成30年度予算要求書の作成に当たり、下記事項に留意されるよう通知します。

記

1 一般的事項

- (1) 予算の見積りは、制度の改正が確実に見込めるものを除き原則として現行の制度に基づいて行うこととし、国の予算編成や制度改正の動向等に十分注意を払い、情報を的確に把握して予算編成に反映させること。
- (2) 既存の事業については、行政関与の必要性、民間活力の活用、費用対効果等について総合的に勘案し、各種事業の役割や効果、事業継続の必要性などを検証したうえで、徹底的な合理化を図ること。
- (3) 新規事業の要求においては、後年度の財政負担（ランニングコスト）について十分精査すること。
- (4) 市議会、地域コミュニティ連絡会、地域行政懇談会等において出された意見・提案については、慎重に検討したうえで、予算に反映させること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

市税は歳入の根幹をなすものであり、その動向は三島市全体の財政運営を大きく左右するものであるため、経済情勢の推移、税制改正の動向等を見極めるとともに、課税客体の確実な把握に努めるなど、的確な歳入見込みに基づき、最大限の年間収入見込額を計上すること。

なお、税負担の公平を期するため、法令に基づいた適切な滞納処分の強化を図り、収納率については、前年以上の水準を目指すこと。

(2) 分担金・負担金

応益負担の主旨を踏まえ、事業内容に応じた負担額の適正化を図り、市税同様に収納率の向上に努めること。

なお、近隣市町と格差があるものについては、早急に見直しを行い、予算に反映させること。

(3) 使用料・手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であるため、利

ユーザー一人当たりのコスト計算を行うなど、現況に則した適正な単価の見直しに努めること。

(4) 財産収入

市有財産については、その現状を的確に把握し、効率的な活用に努めること。

また、将来に亘り利用計画のない財産については、適正価格による処分を進め、収入の確保に努めること。

なお、各種基金については確実かつ有利な方法による運用に努め、その運用収益を会計課と協議の上要求すること。

(5) 諸収入

貴重な自主財源となることから、一層の確保に努めること。

なお、受益者が限定される使用料的収入については、現況に則した適正な単価の見直しに努めること。

(6) 市債

市債の元利償還は将来の財政硬直化の要因となるものであることを認識し、要求に当たっては事前に財政課と事業の適債性及び対象範囲の協議を行い、様式 11「起債要求書」を提出すること。

(7) その他の収入

地方自治法の改正に伴い、行政財産を活用できる範囲が拡大しているため、公共施設内における広告や民間への土地・建物の貸付など、新たな財源の確保に努めるとともに、ふるさと納税制度に代わる新たな寄附としてクラウドファンディングの積極的な導入を図ること。

また、スポーツ振興くじや公営競技関係団体による助成など、各種団体の助成制度についても、幅広く情報を収集し活用すること。

3 歳出に関する事項

(1) 人件費

ア 報酬

各種委員等については、現行の支給基準により要求することとし、嘱託職員については、その任用・額について人事課と事前に協議すること。

イ 職員給与費

(ア) 人事課で通知した額とする。

(イ) 時間外勤務手当については、平成29年度当初予算で配当した時間外勤務手当の額、若しくは平成30年度給料額の7%、いずれか低い額を限度とする。

なお、特別の事情がある場合には、様式 9「時間外勤務手当予算要求説明書」を提出すること。

各課長はリーダーシップを発揮して、事務処理方法の見直しなどにより、節減に努めること。

(2) 物件費

ア 賃金

臨時職員の雇用については、予算編成方針のとおり厳しく抑制を行う予定であり、一

般経常事務に係る長期雇用は原則として認めないこと。

- (ア) 要求においては、雇用の目的、業務の内容、算出根拠等を様式 7「臨時職員賃金明細書」に記入し、提出すること。

積算に当たっては、別紙「統一単価表」に従うとともに、雇用日数については、年間 239 日を上限としたうえで、業務内容の見直しなどにより可能な限りの縮減を図ること。

- (イ) 臨時職員の雇用に当たっては、市内居住者を優先すること。

なお、雇用者が未定の場合は、通勤費のかからない者の雇用を前提に、通勤費の要求は行わないこと。

イ 旅費

- (ア) 「昨年行ったので今年も行く」といった安易な考え方をすることなく、出張の目的、必要性等を十分検討し、一人で行くことを原則とする。

- (イ) 業務に活かすための先進事例の把握はインターネットや文書照会などによることとし、そのための旅費の要求は認めないこと。

- (ウ) 県外で開催される、全国大会を含む各種協議会等への出席は、会長市及び次期会長市以外は認めないこと。

- (エ) 要求に当たっては、人事課の通知に留意すること。

- ・負担金の内訳で「宿泊費」が明らかなものは、旅費で要求すること。
- ・負担金を伴う旅費は、要求書に「負担金あり」と明記し、旅行目的と負担金の名称を一致させること。

ウ 需用費・役務費

- (ア) 消耗品等の物品については、必要最小限に留めること。

- (イ) 食糧費については、簡素・公正な対応に十分留意し、会議等の開催時間、開催方法等合理的な設定を行い、行政執行上必要かつ最小限の範囲内に留めること。

なお、1人 700 円以内とする。

- (ウ) 印刷製本費については、可能な限り庁内印刷、庁内 LAN 等を活用することとし、市民全体への周知を目的とする印刷物についても、その内容等により、広報紙やホームページへの掲載などを活用し、経費の節減に努めること。

- (エ) 光熱水費については、なお一層の節電・節水等の省エネルギー対策に努め、要求額に反映させること。

- (オ) 各課共通の消耗器材、被服費、燃料費、手数料等は、別紙「統一単価表」により積算すること。

イ 委託料

- (ア) 施設・設備管理等の委託業務については、安易に前年度実績を踏襲することなく、委託業務の内容を再検討し、人員・日数・回数・業務の範囲等を見直し、必要最小限の委託内容に改め、経費の節減に努めること。

また、年間を通じて統合できる委託については、一本化を図ること。

- (イ) 随意契約により委託している業務については、競争入札の導入を図ること。

また、新規の委託業務については、委託の必要性と内容を十分に検討し、適正な額をもって要求すること。

- (ウ) 委託料は、積算根拠、前年度契約実績を要求書に明記すること。
- (エ) 施設管理や業務運営などにおいては、民間委託の活用・推進を図ること。

カ 借地料

個別協議方法によるものは契約見込額を計上し、固定資産税の課税標準額を基準とするものは資産税課に確認するとともに、事前に管財課と協議すること。

(3) 維持補修費

施設維持補修費については、緊急性、必要性等が高いものから実施するなど、計画的な対応を図ること。

(4) 補助費等

ア 報償費

講師謝礼などの単価や実施回数を検討し、徹底した見直しを図ること。

イ 負担金

各種団体負担金については、前年度予算額を安易に要求することなく、加入目的や活動効果を検証し、形式的なものについては脱会を含め縮小を図ること。

また、会議研修負担金、国・県建設事業負担金を除く負担金、交付金を要求する際には、様式 4「市単独負担金・交付金明細書」を提出すること。

ウ 補助金・交付金

(ア) 補助金については、予算編成方針の通知にもあるように、補助金の占める割合が高いもの、繰越金が多いものなど、補助金の公益性、公平性の観点から見直しを指示しているが、新年度の要求に当たっては、引き続き団体等のヒアリングを必ず行う中で当該事業効果を併せて検証し、廃止や縮減を検討すること。

(イ) 新たな補助金要求は、既定の補助金の整理、要綱の設置を図るほか、終期（3年以内）を設定すること。

(ウ) 市単独補助金については、一般経費と同様に節減に努め、その公益性、有効性、行政関与の必要性などを検証し、住民福祉の向上に寄与する真に必要な事業に限定すること。

また、運営費補助金については、団体が実施している公益的な事業への補助を行う、事業費補助金への転換を図るよう検討すること。

(エ) 今後の予算編成過程において著しく財源不足が生じる時には、補助金にシーリングをかける場合もある。

(オ) 市単独事業費補助金、市単独運営費補助金については、担当課長に対する財政経営部長ヒアリングを別途実施する。

(5) 投資的経費

後年度の財政負担を十分検討し、経費を徹底的に精査した上で見積るとともに、あらゆる特定財源の活用を模索すること。

また、説明や査定に当たって内容が十分に把握されるように、事業計画書、箇所図、設計図書等参考資料を添付すること。

(6) その他

ア スマートウエルネス関連事業

スマートウエルネス関連経費を要求する場合は、「SW関連」と要求書に明記して、

主要事業に採り上げること。

イ ガーデンシティ関連事業

ガーデンシティ関連経費を要求する場合は、「GC関連」と要求書に明記して、主要事業に採り上げること。

ウ 車両の要求

車両については、原則として使用年数が8年を超えたもの、又は走行距離10万km以上のものを買替えの要求基準とするが、まだ使用できる車両は継続使用すること。

なお、特殊車両を含め車両を要求する場合には事前に財政課と協議し、その指示に従うこと。

また、別途様式8「自動車購入要求書」を提出すること。

4 債務負担行為

債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであり、常に歳出予算等との関連において検討されるべきものであることを再認識し、安易に扱うことなく、内容を十分精査の上、様式5「債務負担行為予算要求書」により要求すること。

なお、指定管理委託などの各年度の事業費積算に係る消費税率については、平成31年10月以降10%とすること。

5 事務的事項

- (1) 経常的な一般行政経費については、枠配分を行わないこととするが、予算編成方針の通知にもあるように、平成29年度当初予算額を限度として要求すること。
- (2) 予算要求の予定単価表は、別紙のとおりとする。
- (3) 要求に当たっては、「予算要求書記載例」に従うこと。

6 要求期限等

- (1) 予算要求書入力期限
平成29年11月8日(水)午後5時
- (2) 市単独補助金財政経営部長ヒアリング(市役所本館 第1会議室)
平成29年11月14日(火)～15日(水)(時間等については後日通知します)
- (3) 財政課担当ヒアリング(市役所本館 第2会議室)
平成29年11月14日(火)～21日(火)
- (4) 予算要求書提出期限
平成29年11月28日(火)
- (5) 査定(会場)
 - ア 副市長・財政経営部長査定(市役所本館 第1会議室)
平成29年12月13日(水)～19日(火)
※副市長・財政経営部長査定結果内示を平成29年12月25日(月)に予定
 - イ 市長査定(市役所本館 第1会議室)
平成30年1月9日(火)～16日(火)
※16日は保留事項

◎参考

平成30年度に予定される主要な事業（総合計画実施計画原案より）

【総務】

三島玉沢インターチェンジ周辺医療・健康関連産業等集積事業、
高規格幹線道路を活かした安心・安全のまちづくり促進事業、
ゆとりある田園居住区整備促進事業、女性リーダー育成事業、総合戦略推進事業 など

【福祉】

老人福祉推進事業、相談支援事業、療育支援相談事業、敬老大会事業、
高齢者バス利用助成事業、介護予防支援事業、在宅支援事業、
避難行動要支援者避難支援推進事業、医療型障害児施設かがやき建設補助事業 など

【子育て】

子育て支援センター事業、子ども医療費支給事業、幼稚園特別支援教育サポート事業、
放課後児童クラブ整備事業、お産センター事業、子ども・子育て支援推進事業、
子ども子育て支援事業計画策定事業 など

【健康】

スマートウエルネスみしま推進事業、健康診査事業、感染症予防事業、
三島市立保健センター整備事業 など

【衛生】

清掃センター施設補修事業、一般廃棄物収集運搬業務委託事業 など

【商工】

楽寿園再編対策事業、楽寿園行事・イベント実施事業、
浅間神社周辺修景整備事業 など

【農業】

県営土地改良事業、農業・観光・環境水利施設整備事業 など

【都市基盤】

ガーデンシティみしま推進事業、三島駅南口東街区再開発事業、
谷田幸原線建設事業、三島駅北口線建設事業、下土狩文教線建設事業、
西間門新谷線建設事業、文教町幸原線道路改良事業、
公営住宅整備事業(南二日町住宅)、三島ぐらし住宅支援事業、
三ツ谷工業団地土地地区画整理事業、
清住緑地拡張整備事業、公園施設長寿命化事業 など

【救急・防災】

消防施設整備事業、防災拠点備品整備事業、急傾斜地崩壊防止事業、
消防ポンプ自動車等更新事業、無線通信広報事業 など

【教育】

中学校非構造部材耐震化事業、各小学校受水槽更新整備事業、
各中学校校舎棟及び屋内運動場屋上防水整備事業、各小中学校トイレ補修整備事業、
北中学校南校舎改築事業、学校支援員配置事業 など

【文化】

史跡山中城跡再整備事業、市民文化会館施設整備事業 など

【スポーツ】

体育施設整備事業 など